

第85回福山市農業振興地域整備促進協議会の会議概要

日時：2020年（令和2年）3月23日（月）10時00分～11時00分

場所：福山市役所本庁舎 行政棟3階 小会議室

1. 会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

第1号議案 2019年度（令和元年度）農業振興地域農用地利用計画の変更状況について

第2号議案 福山市金江地域の農業の振興に関する計画（27号計画）について

第3号議案 福山農業振興地域整備計画の見直しについて

4 閉 会

2. 出席者

委員	熊谷 寿人	福山市議会議員
〃	谷邊 博人	福山市農業委員
〃	山本 信之	福山市農業委員
〃	岡本 卓也	福山市農業委員
〃	安原 理雄	福山市農業委員
〃	須藤 薫雄	福山市農業委員
〃	占部 浩道	福山市農業協同組合代表理事専務
〃	若井 武	福山市農業協同組合代表理事常務
〃	小野田 正弘	福山市土地改良区副理事長
〃	児玉 信義	福山市土地改良区副理事長
〃	杉原 郁充	福山市土地改良区常務理事
〃	沖 誠	福山市土地改良区理事
〃	児玉 利昭	福山市土地改良区理事
〃	小畑 正實	深安郡神辺土地改良区理事
〃	栗井 英次	広島県東部森林組合代表理事組合長
事務局	岩木 則明	福山市 経済環境局 経済部長
〃	池田 昌弘	福山市 経済環境局 経済部 農地課長
〃	林 茂晃	福山市 経済環境局 経済部 農地課 次長
〃	瀧川 滋雄	福山市 経済環境局 経済部 農地課 調整員
〃	藤岡 貴世	福山市 経済環境局 経済部 農地課
〃	結城 義博	福山市 市民局 北部支所 北部建設産業課長
〃	渡辺 幹康	福山市 建設局 土木部 沼隈建設産業課長
〃	山崎 義秀	福山市 市民局 神辺支所 神辺建設産業課長

3. 資料修正

(事務局) 開会の前に委員の皆さんにお詫び申し上げます。

先に配布した資料につきまして数値の変更等がありましたこと、ご迷惑おかけして申し訳ありませんでした。

また、本日お手元に配布しておりますが数値の修正があります。

重ねての修正がありましたこと心よりお詫び申し上げます。

まず先に配布いたしました資料に大幅な修正となったことについてご説明申し上げます。

農業振興地域整備計画の変更手続において農業委員会からの非農地判断に基づく除外の一部がすでに除外となっていた地域に含まれていたことが判明しましたので修正させていただきました。

修正の内容につきましては、数値及びグラフ並びに記載の部分についてです。

また本日の資料訂正については以後このようなことのないよう、正確な事務処理及びチェック機能の強化に努めてまいりたいと思います。大変ご迷惑をおかけし失礼いたしました。申し訳ありませんでした。

4. 会議概要

議 題

第1号議案 2019年度(令和元年度)農業振興地域農用地利用計画の変更状況について

(事務局) 資料を基に、2019年(令和元年)6月受付分、2019年(令和元年)

12月受付分について、各案件ごとに法令上の基準に基づき審査を行い、除外基準を満たしているものについて受付し、農用地利用計画の変更を行うものであることを説明。

(議長) 質問、意見等はございますか。

(杉原委員) 今、第一号議案のご説明をいただきましたが、その前に、今回の議案の訂正がありましたけれども、これは訂正ではなく差替えですね。一部の訂正とかいうものじゃない。で、課長の方から説明がありましたけれども、農業委員会の非農地証明のうんぬんかんぬん洩れてたとあったが、これどこで分かったんですか。間違いであるとどこでわかつちゃったんですか。10日に文章が送られて16日に訂正文がきましたよね。どこでそれが発見できたんですか、数字が違うという。

(事務局) 資料を再度チェックしなおしまして、そうしました時に、非農地農業委員会がかつて転用かけたところが農用地区域から除外されていたところを含めた格好での整理となっておりますので、チェックしましたらそういう格好でわかりましたので訂正させていただいた状態です。

(杉原委員) 10日に委員に発送した後に再度チェックをされるんです？私も長いこと勤めをしましたがけれども文章を送ってからチェックというのはいないですよ。文書発送後に何らかの事由で変更が生じたという、判りますよ。10日の時点で数字が間違っていたのは明らかではないですか。ですからどこで分かったんですかと尋ねておるんです。

(事務局) 私のチェックの失敗が主な原因ですが、発送の2日後にこのような事態に

なっていたということが判明いたしました。判りましたので、再度、集計をしておして早急に資料を差し替えさせていただいたということでございます。

(杉原委員) 聞きおよびますと県からの指摘があったと私聞きましたよ。私が何を言いたいかというとこれまでも、こういう事案があったんじゃないかと疑われてもおかしくないでしょう。過去に。思われませんか。ましてや公務員として公文書として出したものですよ、発送後に訂正じゃなく差し替えをせにゃいかん。おかしいじゃないですか、実態が。以上です。もういいです。

いろいろ説明があったんですけど、一番気になるのが、まず北部地域の除外案件が突出している。説明の中で今回は北部産業団地の新たな造成ということで24万㎡あまりのうちのおよそ6万8千㎡程度が北産業団地、これは理解できます。福山市の産業の活性化・振興を図るということで、連たんした土地を有効活用するというのは、これは理解できるんですけども。そのなかですら資材置場が、全体の三割を超えています。それから北部の関係はさっき言いましたように突出しているとの事なんです。資材置場これが全体の中でもかなりのウエイトを占めていますよね。で、今の説明では制度の見直しとか、50戸連たんの廃止でこの2年間の経過措置の間多いと思われる。資材置場が、50戸連たんや制度の見直しとどういう関係があるんです？もう最後まで言いましょう。あのですね、過去にも今回にもありましたけども、資材置場で除外申請して、1年も経たないうちに分譲住宅。北部にはたくさんあるんです、これが。何回も私は土地改良区の意見の中で申し上げてきたんですけど、一切改善の余地がないし、今の説明では、50戸連たんや制度の見直し、おかしいじゃないですか。会長がいさつで言われたように農業振興地域は農業振興を図るうえで基礎的な要件、優良農地を護るという立場、そこをどのようにお考えですか、そこをあきらかにしてください。

(事務局) 今言われたご意見がありましたように、農業振興地域の除外としましては、資材置場としてたくさんの多くの占める割合が多くあります。資材置場が除外できるかどうかとしましては農業振興法に基づいて、除外が的確かどうかの判断させていただきまして、除外出来るとなると除外ということの今回の手続きとなっております。その後資材置場を住宅となつてというのは、また、その後農地転用という手続きを踏まれることによって転用となります。それにつきましては、農業委員会のほうへ農地転用ということの手続き等書類が出ることによっての手続きとなりまして、それにつきましては資材置場ということで、農地転用ということで申請があり、それに基づいて、資材置場という報告を受けており、的確に処理ができていますものと思っております。

(杉原委員) いやいや、お答えがあつてないんですよ、お答えに。答えになっておらんのですよ。資材置場が除外要件のすべてに合致してる、具体が何もないんです。それと除外後に農地転用で住宅になる。このことについてどう思わ

れておるんです？これはですね会長，かつての担当者の方がこう申しております。これは議事録に残っております。除外の理由に本来はやむを得ず，致し方なく除外をせざるおえん，というのが基本なんです，どうしてもしなくてはならないとこう言うておるんです，議事録のなか。ということは，除外ありきですわ。その考え方がまだ今でも踏襲されている。いづれにしても，資材置場が除外申請の理由になっておって，農地転用で，今度はそれが資材置場でなくなる。一年も経たないうちに分譲住宅になっている。全国的に見ても状況みられました？考えられんですよ。近隣の尾道市や笠岡市に聞かれました？私のところも土地改良法の関係で除外に来られます。非常に案件多いです。50戸連たんの駆け込み，見え見えのものがいっぱいあります。それについては私方の地元の委員が，土地改良区の理事，総代が意見をつけて返しております。まったくそれは履行されてない。今日は農業委員会の方もおられるますけども，農業委員会でもそういう議論してください。優良農地を護るとというのが，われわれ農地を護る役割じゃないですか？やみくもに転用させないと言っているのではない。さっきの北部産業団地のように市政の活性化・産業の活性化を図るということですね，周辺に影響がなければ当然転用されるべきであるし，それが将来の福山市の振興につながっていくわけですから，と私は思います。まあ会長明確な答弁がないようでしたら，もう結構です。まあ皆さん聞いていただければ，私は結構でございます。

(沖 委員) 今の話につづけて言うのですが，農振内における，農地でない土地，あるいは農振内の雑種地，現状雑種地，池，沼の関連で，これが先日も宅配の業者が来たんですが，そのなかにある池を埋めてそこへ建物を建つのに市に許可を出してくれた。農業委員会も許可を出してくれた，うちの方でも許可を出してくれんかというので，そりゃいけんというたんです。いまの線引き前においては国からの事業で大きな事業をしております，農業用に。それを無視して農業委員会ないし市の方が許可するのはどういうことか。これについてすみませんが部長お願いします。

(事務局) 池を転用してという話ですか？

(沖 委員) いや池を埋めて，現況は農地であっても，報告のなかでは池でしょう。それなら転用の文書いらないと，開発課と農業委員会に聞きに行ったら，すぐに建物たてられますよと言われた，と言ってうちに来た，許可してくれと。うちはそういうわけにはいかん，雨水が流れるのはうちのほう通るわけでしょ，と。

(事務局) 農業委員会としましては，農地転用ということで，農地を農地以外のものを使う場合に手続きとか審議はしておりますが，今言われたため池を農地とか，ため池を違うものとしてということについては，農業委員会の審議の対象ではないと思います。

(沖 委員) 農業委員会はこれについてどう…？

(山本委員) それは聞いたことがない…。池を農地転用するというのは。

(沖 委員) いや，農地転用ではなくて。

(山本委員) (ため池を) 農地以外のものを使うということでしょ。開発許可のこと？

- (議 長) 公用廃止して埋めて、例えば地域の広場として使うとかは聞いたことがあるが…。そういった案件があるのかどうなのか確認してみてください。
- (事 務 局) すみません、経済部長の岩木でございます。先ほどからいろいろとご指摘をいただきまして、今言われた、ため池の関係については都市計画法上の開発許可のことを言われているのかな、というふうに思いますが、確かにいろいろご指摘いただいているように、今の日本の現行法の、法のたてりによっていろんな処理がされておりますが、先ほどの資材置場等々の話のように、なかなか法律上のチェックというものが規定されていない状況があったりもします。ただ我々といたしましても優良な農地をしっかりと今後、将来に向けて護っていかなければならないというそういう気持ちをもって仕事をさせていただいております。そういった将来に向けての考え方もって、今、農業振興地域整備計画の見直しをかけていこうと。で、その見直しに向けて今の実情、状況についての調査を行っていこうとしているところでございます。その調査結果をふまえながら、これから人口が減少していく日本の社会、福山市において、優良な農地、護っていくべき優良な農地はどうか、しっかりと考えながら、その今後の取り扱いの在り方も含めて、検討、再整理をさせていただこうと思っております。先ほどからのご指摘、まさにその通りだろうと思っておりますけれども、今後の検討をふまえて、見直しをまた相談をさせていただきながらかけていこうと思っておりますので、現時点ではその点ご理解のほどよろしく願いいたします。
- (議 長) 他にご意見等、ありますか
- (杉原委員) 議長、もう一点。5ページの土地改良事業等との調整状況、これについては説明がありましたように、かつて土地改良事業をやった区域内で、今回の案件の中に除外案件があったということで理解したんですけども、私が見る限りにおいて、この圃場整備事業等、土地改良事業をやった、面的な整備をやった地区で無断転用がかなりあります。これまた資材置場。金江の大新田にしても本郷の原下地区にしても、それから猪之子にもあります。これらあたり農業委員会もおられますけれども、こういった無断転用、明らかに無断転用です。畑にするという状況ではないです。いわゆる建築の用のコンクリートのトウフというやつです。あれを持ってきてかさ上げをして、地上げをして建設の残土とは言いません、建設発生土を入れている。物が作れるような状況ではないです。こういう状況が、いわゆる無断転用がかなり見受けられますが、この辺りは農業振興地域整備促進協議会の事務局として、まさに優良な農地を護る立場の中で、うえて、お考えをお示してください。
- (事 務 局) 今、中で把握状況を確認しているところですが、先ほど言われた無断転用ということがあったら、あってはならないことだろうと思っております。我々市職員は行政の人間といたしましては、法に背くような手続きを許すことがあってはなりません。ただ現実としてそういった状況があるのであれば、そういった確認、どうやって努めていくことができるのか、皆さんのお知恵をいただきながら、今後の整理をしていかなければならないというふうに思っております。そういったことが本当にあるのであれば、しっかりと課題として認識いた

しまして、今後の事務手続きの流れに生かしていきたいと思っておりますので、いろいろなお知恵をお貸しいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

(杉原委員) 部長さん、あればじゃないんです。あるんです。金江・柳津の大新田行ってみてください。約1ヘクタール、合計面積。で、私どこの事務局とは言いません、農業委員会の事務局職員さんに、聞きました。答えは、畑にするということで、農地転用はしない。田が畑になる、畑にするものをそこから先追跡調査はできません、と言われました。でも私が言いますように、現実にあるんですよ、耕作放棄地ではないんですよ。耕作放棄地も始末に負えませんけど、無断転用されて、まさに、地目が田のままで、建設発生土の置場になっている。もっとひどいのは、ある建設会社の土場になっている。近所の人は大迷惑ですよ。ですから、あればではなく、あるんです。瀬戸の猪之子もあります。ないのは熊野くらいです。私が把握した中で、圃場整備やったなかでね。熊野の圃場整備と郷分の圃場整備くらい、まったく無断転用がないのは。まあ、そういう事実がありますので、部長さんのお話のように実態を把握されて、優良農地が護れるように対策を講じていただきたいと思います。以上です。

(議長) 他に意見はございませんか。なければ原案のとおり承認とします。

第2号議案 福山市金江地域の農業の振興に関する計画（27号計画）について

(事務局) 資料を基に、施設の利用状況等について説明。

(議長) 質問、意見等はございませんか。

(委員) なし

(議長) 原案のとおり承認とします。

第3号議案 福山農業振興地域整備計画の見直しについて

(事務局) 資料を基に、福山市農業振興整備計画の見直しについて説明。

(議長) 質問、意見等はございませんか。

(沖委員) 農水省の統計2018年度、離農が10万人、新規就農が2万人きって1万9千となっておりますが、福山の状況はどうなっておりますか。

(事務局) 福山の現況、新規就農が何人、離農者が何人ということは、現在のところ、数値的には把握できておりません。これからの基礎調査の中で可能な限り集計してまいります。

(沖委員) 基礎ではないんですか？ 農業者の。それが市が知らんとはどういうことですか。

(議長) そういった数値が課長、今あるんですか？

(事務局) すみません。今、手元に持っておりませんすみません。農林業センサスで把握している数字では、福山市の農家数は7683戸ですけれども、今、委員さんが言われました、新規就農者、離農者数が福山市においては何人というのが手元に資料がないので…。

(沖委員) 認定農業者が福山市に何人おるのか？

(事務局) 認定農業者としましては103経営体です。

- (沖 委員) では、福山市の今の農家数7600のうち認定農業者数が103ということですね？
- (事 務 局) すみません。2015年の農林業センサスの数字なので、年度が違っているので、そのものすなわちとなるかはわからない。
- (沖 委員) というのも、福山市も私みたいに、年齢が農業年齢が高くなっている。新規就農が少ない今の現状で認定農業者が5年にいっぺんづつ契約更新するんです。そのたびに規模拡大ですね、これが要件に入っているんです。それに規模拡大しながら、認定農業者に農地を任せていこうと思うんですが、規模拡大する補助金とか予算一切、農業関係についてないんです。まあ国も一緒ですが。だから今後の考えで、年寄りが多くてやっていくのであれば、認定農業者、新規就農者が任せていくのなら、規模拡大の予算ぐらいはつけて欲しいんです。これはスマート農業でも一緒なんですけど。いまスマート農業、市の方も推せん、いや推せんじゃない、しろ、やろうるんじゃないけど、あまりにも道具が高すぎて手がでない。スマートしろと言っても、ドローンとか買えますか？個人の農家で今の現状で。だから市の方向がどこを向いて行ってるのか全然わからない。今みたいに数字もわかっていないのに、ただ名目上ただ、この文書かいただけなら、何のための委員会なんですか。
- (議 長) 課長、何か答えられることがあれば…。
- (事 務 局) 今委員さんに言われていましたように新規就農者数、離職者数、現在手元の資料ではわかりませんので、また調べてまして委員さん、みなさんの方へお知らせしたいと思っています。今後調査することによって、福山市の農業がどんなものか、より調査いたしまして、新たな農業振興計画に生かしていきたいと思っているので、よろしくお願いします。
- (杉原委員) 今、沖委員の質問に関連してなんですけれども、約50年前周辺の町との合併する以前の福山市が農家戸数が約1万戸。50年前、半世紀前。その後周辺の町を合併してきました。周辺町はほとんどが農業地帯。その中で7000戸になっているわけです。かつての1万戸が7000戸。ということは沖委員の質問は、手持ちに、今、課長は手持ちの資料がないといわれてたけど、調べてないんよね？離農者数・新規就農者数を、福山市は、でしょ？調べとってんです？
- (事 務 局) 新たに農地を貸借する人は判るんですけど。
- (杉原委員) いやいやそのことを言ってるんじゃない。
- (事 務 局) 離農者数は…
- (杉原委員) それをお尋ねされたわけですから、あえて私に関連の質問をさせていただいている。ということは、今の福山市の就農状況、農業の実態をまず把握されないとこの農業振興地域制度をプロポーザルかけて計画作らったって今現在のを、事務局が判ってなかったら全然いいことにならないじゃないですか。前も質問しましたよ。どこの会社が受注してかわからんけど、業者丸投げになったんじゃ絵にかいた餅ですよ。単なる、なんとかのマスタープラン作るんじゃないんですよ。具体ですわ、これは。この計画の見直しは。具体の計画を作ろうとするとき、今基礎数字が、委員の素朴な質問ですよ。全国的にはこうなると、福山市はどうなるとるんですか？と尋ねられておる。だから手持ちの資

料がないんじゃない。調べておられないというふうに判ります、私は。だったら答弁とすれば早急に実態を把握しますといわれなきゃ、親切じゃないじゃないですか、委員さんに。以上終わりです。

(事務局) いろいろご指摘をいただきまして、確かに実情の把握があまり…。おそらく、全国離農者数就農者数というのはセンサス上の数字に基づいて公表されたものかとおもいます。私共のほうにもセンサス上の数値はありますので、しっかりと精査しながら、また実情に照らしながらしっかりと現況の把握をしていきたいので、よろしくお願いいたします。

(議長) 他に意見等はございませんか。特にないようでしたら、本日予定しておりました議題につきまして終了いたします。

皆様のご協力により滞りなく議事を進行することができました。ありがとうございました。

(事務局) 熊谷会長ありがとうございました。皆様方には、ご多用の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。本日、市営駐車場をご利用の方は、駐車券の処理をいたしますので、受付へお越してください。本日は、ありがとうございました。

以上